

東郷町子ども条例(案) 骨子

0. 前文

- 子どもは、一人の人として尊重されるとともに、地域社会の一員としてかけがえない大切な存在です。このまちで子どもたちが健やかに成長し、まちの未来をつくっていくことは、わたしたちの願いです。
- 子どもは、まだ一人では生きていけず、親や友達、先生、地域の人たちの支えがあってこそ幸せに暮らし、成長することができます。
- 子どもは、生まれる前から家族や地域の人など多くの人から愛され、大切にされて生まれ、地域社会全体で支えられながら、心身ともに健やかに育てられなければなりません。
- 大人に権利があるのと同じように、子どもにも権利があります。子どもの権利は、子どもが一人の人間として育ち、学び、生活していく上で大切な権利として、保障されなければなりません。子どもの権利を保障することは、子どもたちの幸せの条件となります。
- 私たちは、こうした考えのもと、子どもが健やかに成長することのできるまちを実現するために、ここに東郷町子ども条例を定めます。

【解説】

- 前文は、条例制定の趣旨を明らかにするために設けられるものであり、個別の条文規定の解釈の指針となるものです。
- 第一段落では、わたしたちの願いを述べています。
- 第二段落では、子どもがまだ一人では生きていけないことを述べています。
- 第三段落では、子どもを地域社会全体で支えながら育てていくことを述べています。
- 第四段落では、子どもの権利が、育ち、学び、生活していく上で大切な権利として、保障されなければならないことを述べています。
- 最後に、前文の規定を踏まえて、子どもが健やかに成長することのできるまちを実現するために、この条例を定めることを表明しています。

I. 総則

1 目的

児童の権利に関する条約の理念を基本として、子どもの権利を明らかにするとともに、地域社会全体で子どもを支えるための責務を定めることにより、子どもが健やかに成長することのできるまちを実現すること。

【解説】

- 東郷町子どもの権利条例の解釈・運用の指針となる制定目的を定めます。
- この条例が子どもの権利を保障する際の基本的な理念としているものは、児童の権利に関する条約です。この条約は、子どもの権利に関して、世界中の条約締結国で法的拘束力をもつ取り決めです。
- 東郷町子どもの権利条例を制定する目的は、「子どもが健やかに成長することができるまちの実現」です。そのために子どもの権利を明らかにするとともに、関係者や地域の責務を定めて、子どもが健やかに成長することができるまちの実現を目指します。

2 定義

- 地域住民
 - ① 町内に住んだり、町内で学んだり、活動したり、働いたりする人
 - ② 町内で活動する団体
 - ③ 事業者
- 子ども
 - ① 地域住民のうち18歳未満の人
 - ② これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人として規則で定める人
- 大人
地域住民のうち、子ども以外の人
- 保護者
親又は里親その他親に代わって子どもを養育する人
- 育ち・学ぶ施設の関係者
町内にある学校、保育所、幼稚園、児童館その他子どもが学び、育つことを目的とした施設の設置者、管理者、教員及び職員
- 事業者
町内で事業を行う人

【解説】

- 子どもの②「これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人として規則で定める人」とは、18歳又は19歳の人で、高等学校に在学している人や児童福祉施設に入所している人及び必要に応じて拡大的に認める必要がある人を想定しています。
- 保護者のうち「その他親に代わって子どもを養育する人」とは、親権代行者がこれに該当し、例として、親自身が未成年者であり親権者になれない場合の祖父母や親戚の者や親、後見人がいない場合の児童福祉施設の長をいいます。
- 育ち・学ぶ施設の関係者のうち「学校」とは、学校教育法に基づく施設で小学校、中学校、

高等学校などをいいます。

- 育ち・学ぶ施設の関係者のうち「その他子どもが学び、育つことを目的とした施設」とは、公民館や図書館など子どもが育ち・学ぶためのあらゆる施設をいいます。

3 基本理念

子どもが健やかに成長することのできるまちの実現は、次の基本理念に基づくこととします。

- 子どもの幸せや子どもにとって何が一番大切かを考えること。
- 子ども自身の気持ちや考え、行動する力を大切にすること。
- 子どもの年齢や発達段階に配慮すること。
- 子どもと大人の相互理解を基本に、地域社会全体で取り組むこと。

【解説】

- 子どもと関わる際には、「子どもの幸せや子どもにとって何が一番大切か」ということを第一に考えなければなりません。このことは、この条例における最も重要な基本原則となります。
- 子どもが生きる喜びを実感できるよう、子ども自身の気持ちや考え、行動する力を大切にすることとしています。
- 大人が、子どもの年齢や発達段階の状況に応じた支援や助言をすることも必要であることとしています。
- 子どもが地域社会全体で守られ、育てられるものであることを念頭に、子どもと大人がお互いに理解し合うことを基本とし、子どもが健やかに成長することのできるまちの実現に向けて取り組むこととしています。

Ⅱ. 子どもの大切な権利と責務

4 健やかに成長し、安心して生きる権利

子どもが健やかに成長し、安心して生きるために、子どもには、次の権利が保障されなければなりません。

- 命が守られること。
- 家族や地域住民など多くの人から愛され、大切にされて生まれること。
- 愛情をもって心身ともに健やかに育てられること。
- 誰からも幸せを奪われないこと。
- 年齢や発達段階にふさわしい環境のもとで生活すること。
- 健康に生活ができ、適切な医療が受けられること。
- あらゆる差別を受けることがないこと。
- あらゆる虐待や暴力、体罰、いじめ、犯罪から守られること。

【解説】

- 子どもが健やかに成長するためには、単に生命が守られるだけではなく安全や健康、愛情などのあらゆる面に関してより良い環境が用意され、健やかに成長し、安心して生きる権利が保障されていることが大切です。
- これらは、アンケートやワークショップで子どもたち自身が求める権利であり、子どもの成長過程を考えると必要不可欠な権利であると考え、8つの権利を定めています。

5 自分らしく育ち、学ぶ権利

子どもが自分らしく育ち、学ぶために、子どもには、次の権利が保障されなければなりません。

- 自分らしく成長するために必要な知識や情報が得られること。
- 必要な教育を受けたり、自ら学びたい内容を学んだりする機会が得られること。
- 人への思いやりやふれあいの大切さを知ることができること。
- 自然、文化、芸術、スポーツ及び社会体験を通じて豊かな人間性を育む経験が得られること。
- 休息したり、遊んだりできること。
- 心や体に障がいがあっても、子どもの個性や誇りが傷つけられないこと。

【解説】

- 子どもが自分らしく育ち、学ぶためには、学校等での勉強だけではなく、自らの好奇心や探究心に従って知識や情報を得ることが含まれており、その機会が保障されます。
- また、文化や芸術、スポーツに親しむことにより感性を磨き、体を鍛えることや適度な休息と遊びも子どもが健やかに成長するためには大切な要素です。
- さらに、心や体に障がいがあっても、決して差別せず、子どもの個性や誇りを傷つけてはいけません。

6 自分の考えを表現する権利

子どもが自分の考えを表現するために、子どもには、次の権利が保障されなければなりません。

- 自分の考えを自由に持ち、自由に表現できること。
- 年齢や発達段階に応じて、自分の意見が尊重されること。

【解説】

- 子どもが社会性を持ち自立していくためには、家庭、育ち・学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場面で、自分に関わりあることについて、意見を表明できることが大切です。
- その一方、この子どもの意見表明権は、不当な干渉を受けやすい権利ともいえます。子どもが意見表明を行うことは、勇気がいることであり、この権利の行使に当たっては、周囲の大人が十分に注意しなければなりません。
- また、子どもの意見は尊重されなければなりません。子どもが主張する意見のすべてが認められるわけではなく、年齢や発達の段階によっては、子どもの最善の利益とは何かを考慮した結果、子どもの意見が受け入れられないことも考えられます。その際には、大人は、その理由を子どもに丁寧に説明する必要があります。

7 参加する権利

子どもが自分に関係することについて、主体的に参加するために、子どもには、次の権利が保障されなければなりません。

- 年齢や発達段階にふさわしい活動の機会が得られ、意思決定に参加すること。
- 仲間をつくり、集まり、主体的な活動を行うことができ、適切な支援が受けられること。

【解説】

- 既存のものに参加するだけでなく、子ども自らが仲間をつくり、集まって企画し、活動できることが大切です。
- ここでいう「仲間」とは、子ども同士はもちろん、大人の仲間も含まれます。
- 例えば、スポーツ団体やボランティア団体、区・自治会や子ども会などの地域活動への積極的な参加の経験を通して、豊かに成長・発達することが期待されます。
- なお、この権利を行使する際にも、他の人の迷惑になるような行為があってはならず、公共の福祉、他の人の権利の尊重などの一定の制約のもと保障されている権利です。

8 子どもの責務

- 子どもは、他の人の権利を認め、尊重しなければなりません。
- 子どもは、まちの未来をつくっていく人として、豊かな人間性や社会性を身につけるために、感動する心、感謝する心、思いやりの心を持つよう努めなければなりません。
- 子どもは、他の子どもの権利が侵害されているときは、知らないふりをしないよう努めなければなりません。
- 子どもは、いかなる場合も、暴力やいじめ、差別などにより、他の子どもの心や体を傷つけてはなりません。

【解説】

- 子どもは、自分の権利を知り、その権利を大切にすることが必要です。自分の権利を知ることが、他の人もまた同じ権利を持っていることを知ることになります。
- 子どもが権利を行使する際には、自分の権利が尊重されるのと同じように、他の人の権利を尊重することの大切さを学び、自覚する必要があるため、お互いの権利を尊重し合うことの重要性を示しています。
- 子どもが自分の権利や他の人の権利を理解し、豊かな心を持ってもらうことが大切です。今後の子ども的人格形成に向けて、特に重要な3つの心として、「感動する心」、「感謝する心」、「思いやりの心」を挙げています。
- 虐待やいじめ、差別など他の子どもの権利が侵害されているときは、勇気を持って見ないふりをしないよう努め、適切な人に相談することが大切です。
- また、子どもの心に深い傷を与える重大な権利の侵害である暴力やいじめ、差別等から精神的にも肉体的にも守らなければなりません。子どもの成長に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、他の子どもの心や体に傷つけてはなりません。

Ⅲ. 子どもの権利を保障する大人の責務

9 大人の共通の責務

- 大人は、子どもが地域社会の大切な一員であることを認識しなければなりません。
- 大人は、子どもが安全で安心して健やかに育つことができ、子どもの育ちを温かく見守る地域社会とするよう努めなければなりません。
- 大人は、子どもの権利が侵害されているときは、知らないふりをしないよう努めなければなりません。
- 大人は、いかなる場合も、虐待や暴力、体罰、いじめ、差別などにより、子どもの心や体を傷つけてはなりません。

【解説】

- 大人は、子どもが地域社会の大切な一員であることを認識し、子どもの育ちを温かく見守る地域社会とすることが必要です。
- 虐待やいじめ、差別など子どもの権利が侵害されているときは、見ないふりをしないよう努め、関係機関に相談したり、通報することが大切です。
- また、子どもを虐待や暴力、体罰、いじめ、差別などにより子どもに危害を加えないことはもとより、それらから子どもを守る行動をとらなければなりません。

10 保護者の責務

- 保護者は、子どもを愛情をもって心身ともに健やかに育むとともに、子どもにとって何が一番大切かを考え、子どもの年齢や発達段階に応じて、適切に子どもを援助し、指導しなければなりません。
- 保護者は、子どもが地域社会の一員として健全な生活習慣や社会的きまりを身に付けることができるよう、子どもを守り育てなければなりません。

【解説】

- 保護者は、その養育する子どもの養育や成長、また、子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者です。
- 子どもを愛情を持って育んだり、子どもにとって何が一番大切かを考え、子どもの年齢や発達段階に応じた援助や指導することは、子どもがよりよく成長するための保護者の重要な責務です。
- 子どもにとって保護者は、子どもが規範意識を身に付けるための最も身近で頼りとする存在です。子どもが社会のルールを身に付け、他の人の権利を侵害しないようにすることは、保護者の重要な責務です。

11 育ち・学ぶ施設の関係者の責務

育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもの年齢や発達段階に応じた確かな学力、豊かな心、健やかな体の能力を高め、これからの社会で求められる人間性や社会性を身につけることができるよう、子どもを導かなければなりません。

【解説】

- 育ち・学ぶ施設は、家庭以外で子どもが多く時間を過ごす場所であり、集団の中で人間性や社会性を学ぶ場所でもあります。
- 育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待やいじめの予防、早期発見を始め、子どもの権利保障上、重要な役割を担っています。

12 事業者の責務

事業者は、従業員の家庭が子どもを健やかに育てることができるよう、子育てしやすい職場環境に配慮しなければなりません。

【解説】

- 男女平等の就業環境づくりにおいては、仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）ができる職場環境が求められています。
- 特に、子育て家庭においては、「仕事と子育ての両立」が求められるところであり、事業者に対して、子どもを健やかに育てるための配慮を求めています。

13 町の責務

- 町は、子どもの権利を守るために、子どもにとって何が一番大切かを考え、子どもに関する施策を実施しなければなりません。
- 町は、子ども、大人、保護者、育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者が、それぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

【解説】

- 町は、子どもの権利を守るために、子どもにとって何が一番大切かを考え、子どもが健やかに成長することができるまちの実現のための施策を実施しなければなりません。
- しかしながら、子どもの権利の保障のためには、町だけで実行することは難しく、関係者と連携・協働を図るなど、町として必要な支援を行わなければなりません。

IV. 子どもが健やかに成長することのできるまちづくり

14 子どもの人権の侵害からの救済

- 子ども又はその関係者は、子どもの権利の侵害について、町長に対し、相談を申し出たり、権利の侵害からの救済を求めることができます。
- 町長は、子どもの権利が侵害されていると認めるときは、関係機関と連携して、権利の回復のための必要な措置を行います。

【解説】

- 子どもの人権の侵害については、相談を申し出たり、救済を求めることができるようにする必要があります。
- 町は、適切に相談を受ける体制を整え、必要に応じて関係機関と連携し、権利回復のために必要な聞き取りや調査・調整の上、制度の改善や是正の要請などの措置を講じることとします。

15 虐待に対する取組

- 町は、関係機関と連携して、子どもへの虐待に対する予防及び早期発見に取り組めます。
- 地域住民は、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに町や関係機関に通報しなければなりません。

【解説】

- 虐待は、子どもの人権を著しく侵害するものであり、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。
- 町は、関係機関が連携して、早期発見・早期対応に取り組むとともに、被害にあった子どもについては、適切な支援を行う必要があります。

16 子育て家庭への支援

- 町は、子育て家庭に対し、保護者が安心して子育てすることができるよう、必要な支援を行います。
- 町は、子育て家庭に対し、仕事と子育てを両立することができるよう、必要な支援を行います。
- 町は、特別な支援が必要な子ども及びその家庭に対し、安心して暮らすことのできるよう、必要な支援を行います。

【解説】

- 仕事と子育てを両立させようとしている保護者については、勤務中の子どもの処遇が大きな課題です。
- 町は、保育園での延長保育や放課後児童クラブの充実など、安心して子育てできるような環境の整備に努めていきます。
- また、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子ども、外国籍の子どもなど、特別な支援が必要な子ども及びその家庭に対しても、必要な支援を行います。

17 子どもの安全・安心を守る取組

- 町は、地域住民と協力して、子どもが有害な環境や犯罪などの被害から守られるよう、必要な取組を実施します。
- 町は、子どもが安全で安心して暮らすことができるよう、公共施設などの整備や必要な支援を行います。

【解説】

- 子どもにとって有害図書や薬物などの有害な環境や犯罪などに子どもが巻き込まれたり、接したりすることがないよう、町はもとより、地域住民と協力、連携して子どもを守ります。
- そのために町は、子どもが安全で安心して遊んだり、学んだり、活動する場としての公共施設の整備や支援などを行います。

18 子どものための場所の確保

- 町は、子どもが安全で安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めます。
- 町は、地域住民や仲間と一緒に豊かな体験をすることのできる場所や機会の確保に努めます。

【解説】

- 子どもの居場所とは、子どもたちが単に身を置くところというのではなく、子どもがありのままの自分を表現し、それが周りに認められ、自分の存在価値を実感できる場です。
- 町は、子どもの豊かな感性や情操を育てる観点から、施設整備のみならず、自然や異世代とのふれあいや交流の場所や機会を提供していきます。

19 意見表明の促進

町は、子どもに関する施策の計画や実施に当たって、子どもが意見を表明する機会の充実に努めます。

【解説】

- 町は、子どもに関する施策を計画したり、実施する際に、子どもが自分の意見を発表したり、その検討の場に参加したりしやすい環境や機会を充実させます。
- 子どもたちの自主的、主体的な活動を促進するためには、子どもの気持ちや考えを聴き、まずは受け止めることが重要です。

20 子どもの権利を考える月間

町は、この条例を多くの人に広く知ってもらうため、11月を東郷町子どもの権利を考える月間と定めて、啓発活動や必要な取組を行います。

【解説】

- 町は、この条例を広く周知するために、毎年11月を「東郷町子どもの権利を考える月間」と定めて、町のイベントなどを活用して積極的に啓発活動や事業を実施していきます。

21 検証及び見直し

町は、子どもの権利に関する施策の実施状況を検証するとともに、その結果に基づいて必要な見直しを行います。

【解説】

- 町は、子どもが健やかに成長することのできるまちを実現するために、子どもの権利に関する施策の実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行います。

V 雑則

22 委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

【解説】

- この条例に定めのない事項は、町長が規則等により定めることとしています。